

諮問庁：総務大臣

諮問日：令和2年7月20日（令和2年（行個）諮問第115号）

答申日：令和3年6月24日（令和3年度（行個）答申第39号）

事件名：特定日に情報公開・個人情報保護総合案内所等に相談した際の受付表に記載されている本人の個人情報の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定年月日A特定場所A特定相談所で情報公開・個人情報保護総合案内所及び北海道財務局に相談した際の受付表に記載されている私（審査請求人を指す。以下同じ。）の個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月13日付け北海相第66号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書1ないし意見書4によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定年月日Bに、受付名簿の開示請求事前相談をしたところ、受付票があると回答があったので、令和2年4月15日付けで開示請求をしたから。

特定年月日Cに、情報公開・個人情報保護総合案内所及び北海道財務局に相談した際の受付表と特定職員Aの言うとおりに補正したから。

（2）意見書1ないし意見書4（添付資料はいずれも省略する。）

別紙の1ないし4のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

令和2年4月15日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報（本件対象保有個人情報）について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、同年5月13日付け北海相第66号

により保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分）を行った。

本件審査請求は，原処分を不服として，令和2年5月16日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の概要

(1) 本件開示請求の内容は，本件対象保有個人情報について開示を求めるものである。

(2) 処分庁は，上記(1)の開示請求に対し，開示請求のあった保有個人情報については，既に廃棄済みであり存在しないことから，原処分を行った。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は，保有個人情報開示請求書のとおり開示してほしいとしており，その理由として，①特定年月日Bに，受付名簿の開示請求について事前相談をしたところ，受付表があると回答があったので，令和2年4月15日付けで開示請求をしたから及び②特定年月日Cに，情報公開・個人情報保護総合案内所及び北海道財務局に相談した際の受付表と，北海道管区行政評価局職員の言うとおりに補正したからとしている。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

処分庁によると，請求対象となった保有個人情報は，特定年月日A特定場所A特定相談所の受付で作成されたが，当時の北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準に基づき，既に廃棄されているとしている。

本件審査請求を受けて，改めて処分庁に精査させたが，北海道管区行政評価局総務行政相談部首席行政相談官室の執務室内，書棚，文書管理システム及び共有ドライブを探索したものの，本件開示請求に係る行政文書は無いとしている。

なお，審査請求書における審査請求人の主張について，処分庁は，①特定年月日Bに審査請求人からの本件開示請求に係る事前相談のメールを受信しており，特定年月日Dに電話にて，当時，受付表を作成した事実について回答したが，当該受付表の保有の有無については回答していない，②特定年月日C，同局における審査請求人との面談の際に，開示請求の内容が，「特定場所Aの特定相談所で，情報公開・個人情報保護総合案内所及び北海道財務局に相談した際の受付表に記載された個人情報」であると聞いたため，開示請求書にその内容を追記していただくよう補正をお願いした，と説明している。

(2) 結論

以上を踏まえれば，処分庁において，本件開示請求に係る保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず，原処分を維持することが適当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年7月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月31日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ④ 同年9月23日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑤ 同年11月19日 審査請求人から意見書3及び資料を收受
- ⑥ 令和3年4月27日 審査請求人から意見書4及び資料を收受
- ⑦ 同年5月21日 審議
- ⑧ 同年6月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報については、既に廃棄済みであり存在しないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明

上記第3の4(1)のとおり。

(2) 検討

ア 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり補足して説明する。

当時の「北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準」の大分類「行政相談事案処理」、中分類「平成○年度 行政相談事案処理」、小分類「平成○年度 総合行政相談所・合同行政相談所・特設合同行政相談所」には、具体例として「相談処理票」が記載されているが、本件対象保有個人情報が記載された受付表は、同小分類に含まれる行政文書であることから、相談処理票と同様の扱いとしており、同保存期間基準により、保存期間は1年未満とされていることを踏まえ、本件対象保有個人情報が記載された受付表は、処分庁において、作成後1年未満の時期に廃棄されている。また、当時の総務省行政文書管理規則では、保存期間1年未満の行政文書の廃棄記録の作成は求められておらず、処分庁において、当該文書の廃棄記録は作成していない。

イ 諮問庁から、上記ア掲記の北海道管区行政評価局標準文書保存期間

基準及び当時の総務省行政文書管理規則の提示を受け、当審査会において確認したところによれば、上記アの諮問庁の説明に符合する保存期間等の記載が認められ、当該受付表については、相談処理票と同様、保存期間は1年未満であり、作成後1年未満の時期に適宜廃棄され、その際の廃棄記録は作成されていない旨の上記アの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記第3の4(1)の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

ウ したがって、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、北海道管区行政評価局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣，委員 池田陽子，委員 木村琢磨

別紙

1 意見書 1

私は「（特定職員 B が作成した受付表について）文書の保存の有無と、文書があれば文書を訂正の上返送をお願いします。」と開示請求事前相談をした。電話回答は、「受付名簿」を「受付表」に訂正してください。であった。これは、文書があるので、訂正の上、開示請求書を提出することを意味する。

(1) 総務省の主張

- ア 受付名簿は北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準に基づき 1 年保存の後、年月日不明に廃棄している。（→ しかし行政文書ファイル管理簿に記載がない）
- イ 特定年月日 D に受付表を作成した事実について回答したが、保有の有無については回答していない。（→ 特定職員 B が受付表を作成したことは既に知っている。回答不要）
- ウ 特定職員 A は、特定年月日 C に、開示請求の目的を聞き取るため呼び出し面談し、特定職員 C が特定警察署に虚偽の回答をしたことを知った。下記 Q & A

(2) 反論

- ア 特定警察署の捜査によれば、保存期間の過ぎた相談対応票を保管しているのは、開示請求、審査請求が続いている為である。同様に特定相談所の受付表（相談処理票）も同じ理由で保管している。受付番号は相談対応票・相談処理票と共通・連番である。
- イ 行政文書ファイル管理簿の検索
「大分類 行政相談事案処理 中分類 特定年度 A 行政相談事案処理 小分類 特定年度 A 合同行政相談所」は、管理簿に廃棄文書の記載はない。
保存期間 1 年間であるが、公文書管理法施行令 9 条 1 項「義務的保存期間の延長」により開示請求があったので、1 年間の延長である。廃棄したら、公用文書等毀棄罪になる。
（参考 小分類 特定年度 A 協力依頼は、管理簿に廃棄の記載あり。）
- ウ 特定年度 A
01 / 15 受付 01 - 20〇〇 - 2599 1 か月平均 273.6 件
特定年月日 A 特定場所 A 特定相談所の受付番号を確認するために開示請求した。
- エ 特定年度 A 特定相談所相談件数
特定月日 E（特定場所 B）61，特定月日 F（特定場所 C）59，

特定月日G（特定場所D）123，特定月日H（特定場所E）48，
特定年月日A（特定場所A）134，特定月日I（特定場所F）2
3，特定月日J（特定場所G）31 計479件

オ 2014年度

10/23まで 月平均 274.2件

10/23 01-2014-01826~11/25 01-2
014-02368 約一か月 542件増

Q. 特定職員Cが申出文書を捏造し，受付番号を付したので，件数
が合わない。

A. 10/23以降の特定相談所の件数を加えている。（特定職員
Cの特定警察署での供述）

カ 北海道管区行政評価局の行政相談件数の推移（行政相談委員扱いを
除く）

14年度・3354件，15年度・3540件，16年度・353
5件，17年度・3178件，18年度・3582件，19年
度・？ 特定相談所の相談件数を加えている。（特定職員C）

キ 令和2年度行政相談制度推進費 9.0億円

- ・被災者に役立つ情報の迅速な提供
- ・特別行政相談所の開設
- ・行政相談委員と連携
- ・総合行政相談所の開設
- ・特定相談所の開設 相談件数を二重に数えて，予算を水増しして
いる。

（3）理由説明書の嘘の部分

特定年月日C，同局における審査請求人との面談の際に，開示請求の
内容が，「（中略）」であると聞いたため，開示請求書にその内容を追
記していただくよう補正をお願いした。

（4）事実

特定月日K21：38，審査請求人からのメール（別添）で，開示請
求の内容が，「（中略）」であると聞いたため，開示請求書にその内容
を追記していただくよう補正をお願いした。

※ 開示請求事前相談の時点で廃棄していれば，詐欺罪になる。別
紙のとおり

詐欺罪・民事・刑事 保有個人情報開示請求をさせ収入印紙30
0円をだまし取った。

文書が有ると言わなくても，文書が有ると誤信させれば詐欺罪は
成立する。

（5）総務省理由説明書（本文第3を指す。以下同じ。）の正誤表

特定年月日 A 10 時に特定職員 B が作成した受付表（相談処理票）
（特定職員 C の供述によれば相談対応票と共通・連番である）の開示請
求の経緯

誤

総務省理由説明書
特定年月日 B 事前相談メール

正

民事訴状・刑事被害届
同 4 : 47 事前相談メール
同 11 : 53 電話回答
受付名簿を受付票
に訂正
特定月日 K 21 : 38
メール送付, 開示
請求の内容
特定職員 B が受付
した事実を記載

特定年月日 D ? : ? 電話回答
受付表を作成した事実を回答 →

特定職員 B が作成。
既にメールで私が教えている

4月15日 開示請求書の提出

同 13 : 10 開示請求書提出
特定月日 L 16 : 14 電話
特定年月日 C に北
海道管区行政評価
局で補正するよう
依頼あり

特定年月日 C 面談時に開示請求の内容聞取り

→ 既にメールで私が教えている。

（内容聞取りをしていない。開示請求の目的を聞いてきた。）

特定年月日 C 聞取り内容のとおり補正

同 10 : 00 特定年度 A 特定相
談所のうち, ○○
と文書を特定する
ため補正

* 特定職員 A は, 特定月日 K のメールの内容のとおり補正するよう
指示したが, 本省には特定年月日 C 面談の際に聞いた内容に補正さ
せたと嘘を報告した。

(6) 開示請求をしようと思った動機

ア 特定警察署に提出する, 特定職員 D の公用文書等毀棄罪の証拠集め
のため

(ア) 平成 29 年 1 月 27 日北海相第 10 号で, 行政苦情 110 番メー

ル（申出文書を所定の様式に複写したもの）を、特定職員Bが「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止消去の決定をした。

特定年月日M特定職員Dが「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止消去できないことを知りながら、廃棄した。

総務省行政管理局から、参考資料：行個法逐条解説，22（行個）127答申書の送付があった。これを、特定場所A特定相談所で特定職員Eに示し、利用停止消去できないことを確認した。この受付表を開示請求するため。

（イ）参考 利用停止できない事例

平成30年2月28日北海相第13号14号で開示決定があった申出文書メール，行政苦情110番メールは，受付番号を付し，相談対応票と一体のものとして保管しているので，利用停止消去できない（特定職員B）

平成29年11月14日北海管第13号，平成30年1月9日北海総第10号11号で開示決定があった総務省HPから送信したメールも「当初の利用目的を達成したため」という理由では利用停止消去できない。（特定職員E，特定職員F）

イ 特定職員Cの私文書偽造罪，特定職員Bの証拠隠滅罪の特定警察署への供述が嘘であることの資料集め

10月23日受付 01-2014-01826 1か月平均 274.2件

11月25日受付 01-2014-02368 10/23～11/25 542件

2倍になっているが，これは，特定場所A特定相談所の分を含んでいる。（特定職員C）

この受付表を開示請求し，受付番号を確認するため。

相談対応票は3年保存，受付票（相談処理票）は1年保存なので，共通の受付番号をつけることない。

2 意見書2

- （1）私は特定年月日Nにメールで，特定年月Aに行政相談した事案について開示請求事前相談をし，①行政苦情110番メール，②申出人に対する電話連絡メモ及び③札幌法務局に対する相談内容の連絡文書は廃棄済④相談対応票のみ存在すると回答があった。（別紙1）相談対応票は，3年保存なので特定年度B中に廃棄するが，特定個人様（審査請求人を指す。以下同じ。）の案件は特別に保存期間を延長しているということであった。特定年月日Oに保有個人情報開示請求をした。令和元年5月21日北海相第7号8号部分開示決定で相談対応票の開

示があった。

(2) 今回も同様の案件なので、特定場所A特定相談所(特定年月日A)の相談処理票が1年保存であり、特定年度C中に廃棄済であるが、特定個人様の案件は特別に保存期間を延長しているはずなので、文書の有無について開示請求事前相談をした。

(3) 法47条1項では、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求をするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。(義務規定)具体的には行政文書ファイル管理簿を活用し開示請求しようとする者が求める個人情報の特定に資する情報など開示請求を行うのに役立つ情報を提供するとある。別紙2

(4) 総務省の主張

ア 特定年月日Dに受付表を作成した事実について回答したが、保有の有無については回答していない。(法47条1項違反)

イ 特定年月日C, 開示請求の内容を追記していただくよう補正をお願いした。

(5) 反論

北海道管区行政評価局特定職員Aは、特定年月日Dに、行政文書ファイル管理簿で、特定場所A特定相談所(特定年月日A)の受付表が1年保存であり特定年度C中に廃棄済なのを確認し、特定個人様の案件は特別に保存期間を延長している又は同時に廃棄したという情報を提供しなければならない。また、特定年月日Cに文書を特定するためと称して、「所で、情報公開・個人情報保護相談所及び北海道財務局に相談した際」を補正させたと主張するが、文書が存在しないのであれば特定個人を呼び出す必要はない。

総務省の職員が、法47条1項に違反することはしないと考えると、特定年月日Dに「(文書が有るので)「受付名簿」を「受付票」に訂正して提出する」と情報提供をし、特定年月日Cに保有個人情報の特定に資するため「受付票」を「受付表」に補正させたと考えるのが妥当である。

しかしながら、「開示請求のあった保有個人情報については、既に廃棄済であり存在しない。」のであれば、法47条1項違反及び詐欺罪(刑事・民事)が成立することになる。

3 意見書3

(1) 総務省へ質問 特定年月日P21:55メール 別紙1

相談対応票 10/24 01-2014-01826, 11/25
01-2014-0002368

10/24から11/25の1か月で、542件と、平均260件/

月の2倍の件数となったのは、特定場所A特定相談所の分が入っているからである。(特定警察署特定職員G調べ)

そうすると、令和2年度予算要求 行政相談制度推進費9億円で、
令和元年度 局行政相談 3412件(特定相談所479件を含む)

特定相談所	479件
総合行政相談所	?件
特別行政相談所	0件
行政相談委員	1939件

予算要求で、局行政相談件数に特定相談所を含めて重複して予算要求している。

(2) 回答 特定年月日Q8:44 北海道管区行政評価局特定職員Hから電話

ア 01は北海道局を示す。頭の数字で局、特定相談所、総合を区分している。

イ 受付番号は、局行政相談、特定相談所、総合行政相談所と局所共通である。

ウ 10/22特定場所H特定相談所(入力が25日)、10/28特定場所A特定相談所を含むため、10/24~11/25の1か月の件数が増えた。

エ 手書きの時は、別々の受付番号を使用していた。

(3) 結論

行政文書ファイル名=特定年度A行政相談総合システム局所相談データベース(完結後の翌年度から起算して3年)に、本案件は保存されていることになる。別紙2(中略)

相談処理票 10/30 03-2016-023** (総合・特定職員I・北海道管区行政評価局へ苦情)

特定年月日R13:56に開示請求事前相談をしたが、
現在・調査中である。別紙3

相談対応票 11/21 01-2016-02432 (局・特定職員J・北海道財務局へ苦情)

相談対応票 11/21 01-2016-02433 (局・特定職員J・札幌法務局へ苦情)

<イメージ>特定年度A

相談対応票 4/1 01-20〇〇-00001

受付表 10/28 02-20〇〇-02101 (合同・情報公開・個人情報保護総合案内所)

受付表 10/28 02-20〇〇-02113 (合同・北

海道財務局)

相談対応票 01/19 01-20〇〇-02599 (局・特定職員K)

相談対応票 01/19 01-20〇〇-02602 (局・特定職員K)

※特定年度D分は、書類の有無を調査中である。特定年度Aは保管中である。

しかしながら、「開示請求のあった保有個人情報については、既に廃棄済みであり存在しない(総務省理由説明書)」のであれば、法47条1項違反及び詐欺罪(刑事・民事)が成立することになる。

4 意見書4

(1) 北海相第66号 開示しないこととした理由

開示請求のあった保有個人情報については、既に廃棄済みであり存在しないため。

(2) その証拠を求めた→ 行政管理局の見解では、行個法47条1項、具体的には、行政文書ファイル管理簿を提供することが考えられる。①

特定年月日S メールで行政文書ファイル管理簿名を質問した。②

(3) 特定年月日B 北海道管区行政評価局情報公開・個人情報保護総合案内所の回答担当者からご連絡します。③

(4) 特定月日T10:00 担当者(北海道管区行政評価局※特定職員L)から電話

既に廃棄済みと回答があった。しかし、行政文書ファイル管理簿名については要領を得ない回答であった。

※特定職員Hの後任特定職員L(電話なので、漢字が不明)

(5) 特定相談所受付表では、e-GOVで検索できなかったため、行政文書ファイル管理簿の名称を教えてほしい旨メール送信した。④

(6) 特定月日U10:43 特定職員Lから電話回答

特定相談所受付表は、終了後速やかに廃棄している。

当時は、一年未満保存文書はその都度廃棄しているため、行政文書ファイル管理簿を作成していない可能性がある。

(7) 上記(1)ないし(6)のとおり、特定職員D、特定職員A、特定職員Hの3人が、開示請求事前相談をした時点で既に「開示請求のあった保有個人情報については、既に廃棄済みであり存在しない(総務省理由説明書)」ことを隠して開示請求させたため、法47条1項違反詐欺罪(刑事・民事)が成立することになる。

特定職員Aは、文書を特定するため「審査請求人との面談の際に、開示請求書にその内容を追記していただくよう補正をお願いした。」(総務省理由説明書)とあるが、それは、特定相談所受付表(仮称)が存在

することが前提であり，その中の情報公開・個人情報保護総合案内所及び北海道財務局に相談した部分を特定することである。既に行政文書ファイルは廃棄済なので，開示文書を特定することができない。

特定職員 A は，廃棄済なのを知りながら，行政文書ファイルが存在すると誤信させ，質問を繰り返し，補正をし，収入印紙 300 円をだまし取ったことになる。